

大雨洪水に備えて…河川砂防情報

◆身近な河川の水位等をチェック

『河川砂防情報提供システム』では、国・県・気象庁が観測している雨量・河川水位・ダム情報等を確認できます。早めの情報収集を心がけましょう。

◆『洪水お知らせメール』の活用

『洪水お知らせメール』とは、皆さんがお住いの地域の「雨量・水位」等をお手持ちの「携帯電話にメール」でお知らせします。

時間的な余裕をもって、洪水に対する心構えや避難準備ができます。

◎河川砂防情報提供システムURL

<https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

◆土砂災害に備えて…土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、青森県と青森地方気象台が共同で、大雨警報発表中に土砂災害(土石流や急傾斜地の崩壊)の危険度が高まった市町村ごとに発表しています。

大雨時には、早めの情報収集、避難準備を心掛けましょう。

◆青森県土砂災害警戒情報システム

土砂災害警戒情報は市町村単位での発表となるため、より細かい区域での危険度情報がわかるよう「青森県土砂災害警戒情報システム」による補足情報の提供を行っています。補足情報では、1km四方の領域(メッシュ)ごとに「今後の情報に留意」・「注意」・「警戒」・「非常に危険」・「きわめて危険」の5つの階級で危険度を表示します。

◎土砂災害警戒情報URL

<https://www.dosya-keikai.pref.aomori.jp/>

◆『土砂災害警戒情報メール通知サービス』の活用

『土砂災害警戒情報メール通知サービス』は、皆さんがお住いの市町村に「大雨警報」、「土砂災害警戒情報」が発表されたことを、お手持ちの「携帯電話やパソコンにメール」でお知らせします。

大雨警報が発表された際は、避難準備をしましょう。

土砂災害警戒情報が発表された際には、早めに安全な場所に自主避難しましょう。

◎登録URL

<https://www.dosya-keikai.pref.aomori.jp/registmail/index.html>

◆問合せ先

県土整備部 河川砂防課 砂防G
☎ 017-734-9670
下北地域県民局地域整備部
河川砂防施設課
☎ 0175-22-1231

また、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、むつ年金事務所または役場の国民年金担当窓口(税務住民課住民グループ)へご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少されている方(令和2年2月以降の収入減少の方)は臨時特例免除が申請できる可能性があります。申請方法や申請書等は日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載されています。

◆問合せ先

税務住民課 住民G
☎ 0175-27-2111

青森県インターネット公売実施中

県では、インターネットオークションを利用して、県税滞納者から差し押さえた財産の売却を行う「インターネット公売」を実施しております。

不動産をはじめ、自動車や貴金属、携帯型ゲーム機などの多様な財産が公売の対象となり、落札されています。

青森県以外にも、全国の地方自治体から多数出品されていますので、ぜひご参加ください。

詳しくは、地域県民局県税部までお問い合わせください。

◆問合せ先

下北地域県民局県税部納税管理課
☎ 0175-22-8581
(内線210、211)

船舶運航技術を学ぶ!

国立宮古会場技術短期大学校は、国土交通省の所管する学校で、優秀な船舶運航技術者の育成を目的としています。卒業生には、海技資格における特典が付与され、海運界はもちろんその関連産業を中心に幅広く活躍しています。

◆オープンキャンパス予定日

第1回・2回は既に終了
第3回 7月16日(土)

◆選抜区分

学校推薦型選抜、総合型選抜、自己推薦型選抜、一般選抜

◆資料請求・問合せ先

国立宮古海上技術短期大学校 教務課
☎ 0193-62-5316
URL:<https://www.jmets.ac.jp/miyako/>
✉:kyoumu-miyako@jmets.ac.jp

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

① 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「限度額適用認定証」を交付されている方で、引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続きの必要はありません。

② 令和4年度の保険料

令和4年度の保険料は、東通村役場から7月中旬に郵送される保険料額決定通知書でご確認ください。

◆令和4年度保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額] 44,400円 +
所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得(※1)×8.80%
保険料(限度額66万円)

◎均等割額はこれまでと変わりません
※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

◆問合せ先

税務住民課 国民健康保険G
☎ 0175-27-2111
青森県後期高齢者医療広域連合
☎ 017-721-3821

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金担当窓口(税務住民課住民グループ)で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和4年度分(令和4年7月分から令和5年6月分まで)の免除等の受付は令和4年7月1日から開始されています。